

西脇市水防計画

令和6（2024）年度修正版

西脇市水防協議会

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 水防の責任	1
第3節 用語の意味	3
第4節 河川・ため池の状況等	7
第2章 水防組織	11
第1節 水防本部	11
第2節 西脇市消防団水防活動隊	14
第3節 水防本部（北はりま消防本部）	18
第3章 水防態勢	19
第1節 水防態勢	19
第2節 水防非常配備	19
第3節 水防非常配備態勢における配置人員	21
第4節 水防態勢の解除	21
第4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等	22
第1節 重要水防箇所	22
第2節 危険が予想される箇所	23
第3節 その他	24
第5章 気象情報等の収集伝達	25
第1節 気象予報、警報	25
第2節 雨量情報	26
第3節 水位情報	27
第4節 フェニックス防災システム及び兵庫衛星通信ネットワークによる収集伝達系統	30
第5節 主な気象情報・河川情報等の内容と注意点	31
第6章 水防指令、水防警報等	33
第1節 水防指令	33
第2節 知事の発する水防警報	33
第3節 水位周知河川（水位情報周知河川）における水位情報	35
第7章 水防監視	36
第1節 水防監視	36
第8章 避難のための立ち退き	37
第1節 準備及び指示等	37
第2節 水防信号の伝達	38
第9章 水防施設の整備	39
第1節 水防施設の整備	39
第10章 決壊の通報及び決壊後の処置	40
第1節 決壊の通知	40
第2節 決壊後の処置	40

第 11 章 他の水防機関、関係団体との相互協力と応援	41
第 1 節 県水防機関との連絡	41
第 2 節 隣接水防管理団体相互の協力と応援	41
第 3 節 警察署との協議	41
第 4 節 自衛隊の災害派遣要請要求	42
第 5 節 建設業協会等に対する協力要請	42
第 12 章 水防記録及び報告	43
第 1 節 水防記録	43
第 2 節 報告	43
第 13 章 水防通信	45
第 1 節 水防上緊急を要する通信の経路	45
第 2 節 専用通信施設の使用	45
第 14 章 住民に対する周知	46
第 1 節 周知事項	46
第 2 節 周知方法	46
第 15 章 車両優先通行標識及び身分証明書	47
第 1 節 車両優先通行標識	47
第 2 節 身分証明書（証票）	47
第 16 章 費用負担及び公用負担	48
第 1 節 費用負担	48
第 2 節 公用負担	48
第 17 章 水防計画及び水防訓練	50

第1章 総則

第1節 目的

この計画は水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第32条第1項に基づき、法第1条の目的を達成するために、市内の河川及びため池、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ）等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力と応援、他の水防機関との協力と応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

第2節 水防の責任

1 兵庫県の責任（法第3条の6）

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

2 西脇市の責任（法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

3 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第1項）

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通報するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

4 知事の責任（法第13条第2項、法第14条第1項・第3項、法第16条第1項・第3項）

- (1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知する。
- (2) 知事は、あらかじめ指定した河川について、避難判断水位を定め、当該水位の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (3) 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発令しなければならない。

5 市防災会議の責任（法第15条第1項・第2項）

(1) 市防災会議は、地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 避難判断水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための事項
- ③ 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は主として高齢者、障害のある方、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等

(2) 市防災会議は、浸水想定区域内の前項③の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

6 市長の責任（法第15条第3項）

浸水想定区域について、地域防災計画に定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

7 水防管理者の責任（法第17条）

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

8 警察署の任務（法第22条）

警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力する。

9 通信機関の責任（法第27条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

10 量水標管理者の責任（法第12条）

量水標管理者は、量水標の水位が消防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

11 一般市民の責任（法第24条、法第29条）

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従う。

第3節 用語の意味

1 西脇市水防本部

西脇市域における水防を統括するため、西脇市に設置する水防本部をいう。

2 兵庫県水防本部

兵庫県域における水防を統括するため、兵庫県に設置する水防本部をいう。

3 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町及び水防事務組合をいう。西脇市域においては、西脇市となる。

4 指定水防管理団体（法第4条）

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体をいう。県加東土木事務所管内においては、西脇市を含め、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町の5市1町が指定されている。

5 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいう。西脇市においては、西脇市長となる。

6 消防機関（法第2条第4項）

消防組織法（昭和22（1947）年法律第226号）第9条に規定する消防機関をいう。西脇市においては、北はりま消防本部及び西脇市消防団となる。

なお、西脇市は、西脇市水防に関する条例（平成17（2005）年西脇市条例第179号）に基づき、水防団を設置せず、消防団をもってこれに充てるものとしている。

7 消防機関の長（法第2条第5項）

消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団長をいう。西脇市においては、西脇消防署長となる。

8 水防警報（法第2条第8項）

国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水又は高潮等によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

水防警報第1号＝待機

水防警報第2号＝準備

水防警報第3号＝出動

水防警報第4号＝解除

9 水防警報河川（水防警報指定河川）又は水防警報指定海岸（法第16条）

- (1) 国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川又は海岸をいう。西脇市域においては、国土交通大臣による水防警報河川（水防警報指定河川）区間はないが、一級河川加古川の加東市域から海までの区間が指定されている。
- (2) 知事が、前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川又は海岸をいう。西脇市域においては、一級河川加古川（国土交通大臣が水防警報を発する区域を除く。）、杉原川及び野間川が知事による水防警報河川（水防警報指定河川）となっている。

10 洪水又は高潮予報（法第10条、法第11条）

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象庁長官とが共同して）が、気象等の状況により洪水又は高潮等のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。西脇市域においては、指定区間はないが、一級河川加古川の加東市域から海までの区間が洪水予報指定河川（区間）となっている。

なお、洪水予報の対象とする量水標の一つは、市内板波町に設置されている。

11 水位周知河川（水位情報周知河川）（法第13条）

国土交通大臣又は知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。西脇市域においては、一級河川加古川（国土交通大臣が水位情報を通知する区域を除く。）、杉原川及び野間川が知事による水位周知河川（水位情報周知河川）となっている。

12 水位周知下水道（法第13条の2）

知事又は市長が、雨水出水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設もしくは貯留施設）をいう。

13 水位到達情報

水位周知河川、水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（※1）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位（※2）への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

※1 国管理河川においては氾濫危険水位としている。

※2 県管理河川においては避難判断水位としている。

14 洪水浸水想定区域（法第14条）

国土交通大臣又は知事が指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基

本となる降雨により当該河川が氾濫した場合における浸水が想定される区域をいう。西脇市域においては、一級河川加古川、杉原川及び野間川の各流域の区間について、平成18(2006)年4月14日兵庫県県土整備部河川整備課から指定・公表されている。

15 西脇市災害対策本部

災害対策基本法第23条(昭和36(1961)年法律第223号)に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めて設置する機関をいう。

16 水防指令

水防本部長(知事)が水防態勢に入る必要があると認めるとき、県の機関に対し非常配備態勢につく指令をいう。水防指令の発令は、あわせて国等防災関係機関及び関係水防管理団体に対し通知される。

水防指令第1号=第1非常配備態勢(県水防本部所属職員のうち少数)

水防指令第2号=第2非常配備態勢(県水防本部所属職員の半数)

水防指令第3号=第3非常配備態勢(県水防本部所属職員的全員)

17 消防団待機水位(通報水位)(法第12条第1項)

量水標管理者(土木事務所長等)が県水防本部長(知事)に報告する水位で、氾濫注意水位(警戒水位)に達するに足る流量の約7割の流量が流れたときに達する水位をいう。

消防団待機水位は、本来は水防団待機水位というが、西脇市では西脇市水防に関する条例により、水防団は設置せず消防団をもって充てるものとしているため、消防団待機水位と呼ぶ。

18 氾濫注意水位(警戒水位)(法第12条第2項・法第17条)

出水時に水防管理者が消防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならぬ水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者(土木事務所長等)は、県水防本部長(知事)に報告することとなっている。

(参考) おおむね以下のように設定されている。

- | | |
|---|--|
| { | ① 改修済区域 |
| | 氾濫注意水位(警戒水位) = 氾濫危険水位(計画高水位) × 0.6~0.7 |
| } | ② 未改修区域 |
| | 氾濫注意水位(警戒水位) = 護岸高水位 × 0.5 |

19 避難判断水位

市町が発する高齢者等避難の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民へ

の注意喚起となる水位。

20 洪水特別警戒水位（法第13条第1項、第2項）

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいい、水位周知河川においては氾濫危険水位に相当する。市町長が発する避難指示の判断の目安となる。

21 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。水位周知河川においては洪水特別警戒水位に相当する。市町長が発する避難指示の判断の目安となる。

22 氾濫開始相当水位

危険箇所の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に変換した水位であり、市町長が発する緊急安全確保の判断の目安となる。

23 水防連絡会

各土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等の関係機関と組織する会をいう。

24 土木事務所（長）

加東土木事務所（長）をいう。多可事業所（長）については、多可事業所（長）という。

第4節 河川・ため池の状況等

1 河川

河川名	町名	等級	河川延長(m)	管理者(m)
加古川	市 内	1 級	15,700	兵庫県
杉原川	〃	〃	8,500	〃
野間川	〃	〃	8,000	〃
和田谷川	和田町	1 級 準用河川	1,980	兵庫県 800 西脇市 1,180
畑谷川	市 内	1 級	12,346	兵庫県
比延谷川	市 内	1 級 普通河川	4,802	兵庫県 2,442 西脇市 2,360
アタラシガイ チ谷川	住吉町	1 級	156	兵庫県
出合川	出会町	〃	3,500	〃
小苗谷川	黒田庄町小苗	〃	2,300	〃
南谷川	黒田庄町黒田	1 級・砂防	2,378	〃
北谷川	黒田庄町黒田	〃	1,500	〃
野尾谷川	黒田庄町石原	〃	1,500	〃
門柳川	黒田庄町門柳	〃	3,382	〃
すそうじ川	鹿野町	砂 防	3,156	〃
妙覚寺川	市原町	〃	950	西脇市
西光寺谷川	中畑町	〃	900	〃
不動川	出会町	〃	650	〃
岩礼谷川	合山町	〃	1,171	〃
荒谷川	明楽寺町	〃	1,050	〃
西谷川	明楽寺町	〃	735	〃
高倉谷川	岡崎町	〃	338	〃
林谷川	岡崎町	〃	288	〃
田高谷川	黒田庄町田高	〃	593	兵庫県
堂ヶ谷川	黒田庄町黒田	〃	148	〃
宮ノ本川	黒田庄町黒田	〃	485	〃
西ノ塔谷川	黒田庄町石原	〃	1,285	〃
市山谷川	黒田庄町石原	〃	665	〃
権現谷川	黒田庄町石原	〃	219	〃
村中谷川	黒田庄町門柳	〃	1,100	〃
才谷川	黒田庄町門柳	〃	1,220	〃
東谷川	黒田庄町門柳	〃	381	〃
福地川	黒田庄町福地	〃	1,429	〃
大谷川	黒田庄町福地	〃	270	〃
久留主谷川	野村町	準用河川	920	西脇市
畑瀬谷川	黒田庄町津万井	〃	850	〃

2 要監視ため池

要監視ため池（令和6年4月1日）

	ため池名	所在地	諸元			防災重点農業 用ため池指定	健全度 総合評価
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)		
1	新池	西脇市高田井町字 南山ノ下653-71	4.0	32	900	令和2(2020) 年10月30日	要監視
2	口池	西脇市小坂町字上 井谷 447	7.0	34	4,000	令和2(2020) 年10月30日	要監視
3	あたご池	西脇市坂本字西之 野 451	1.9	50	1,900	令和2(2020) 年10月30日	要監視
4	西ヶ畑池	西脇市住吉町字ヲ シガヒチ 159-283	3.2	42	3,000	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
5	寺池	西脇市鹿野町字菅 町1328	2.3	37	1,000	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
6	菅野池	西脇市鹿野町字菅 野1327	2.8	63	1,200	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
7	奥野池	西脇市上比延町字 丸山1427	5.2	54	8,000	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
8	明治池	西脇市谷町字前田 266他	5.7	53	5,000	令和2(2020) 年10月30日	要監視
9	新池	西脇市谷町字奇田 105	3.7	28	1,700	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
10	野垣内池	西脇市和田町字西 門 563	3.1	33	900	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
11	新池	西脇市和田町字西 門564-16	5.0	100	7,000	令和2(2020) 年10月30日	要監視
12	奥野池	西脇市野村町字奥 野1789-1	5.5	143	85,000	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
13	頼政池	西脇市高松町字寺 ノ垣内 627	5.5	45	10,000	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
14	石ヶ谷池	西脇市高松町石ヶ 谷池 628	3.0	50	5,000	令和2(2020) 年10月30日	要監視
15	菖蒲谷池	西脇市出会町字菖 蒲谷 347	3.4	80	2,500	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修

第1章 第4節 河川・ため池の状況等

	ため池名	所在地	諸元			防災重点農業 用ため池指定	健全度 総合評価
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)		
16	山の谷池	西脇市平野町字山ノ谷 335	4.0	39	3,000	令和2(2020)年10月30日	要監視
17	小池	西脇市平野町字小池 345	2.4	28	600	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
18	上池	西脇市八坂町字上之段 107	4.1	70	5,000	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
19	下池	西脇市八坂町字上之段 109	2.6	34	3,500	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
20	堀越池	西脇市岡崎町字堀越 108	7.0	72	13,000	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
21	金つぼ池	西脇市水尾町字上田ヶ谷 932	7.6	45	2,500	令和2(2020)年10月30日	要監視
22	皿池(西部皿池)	西脇市水尾町字太鼓谷1016	11.2	93	17,000	令和2(2020)年10月30日	要監視
23	明楽寺西谷池	西脇市明楽寺町字西谷1196	4.0	56	3,500	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
24	明楽寺奥池	西脇市明楽寺町字北山1077	7.0	56	20,000	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
25	上池	西脇市落方町字本林 177-5他	10.6	63	15,000	令和2(2020)年10月30日	要監視
26	坂下池	西脇市黒田庄町黒田字坂ノ下5	2.2	130	7,500	令和2(2020)年10月30日	要監視
27	大山谷池(大山谷下池)	西脇市黒田庄町黒田字鳥居野 458	2.1	150	4,600	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
28	大山谷補助池(大山谷上池)	西脇市黒田庄町黒田字鳥居野 459	2.4	40	1,500	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
29	尾地池	西脇市黒田庄町門柳字ヲニチ 868	3.2	66	12,000	令和2(2020)年10月30日	要監視
30	伸神池	西脇市黒田庄町門柳字大森 870	3.0	60	2,000	令和2(2020)年10月30日	要監視
31	五領池	西脇市黒田庄町岡字野掛り 451-8	2.0	85	6,000	令和2(2020)年10月30日	要早期改修
32	谷田池	西脇市黒田庄町福地字奥76	4.3	38	15,000	令和2(2020)年10月30日	要監視

	ため池名	所在地	諸元			防災重点農業 用ため池指定	健全度 総合評価
			堤高 (m)	堤 長 (m)	貯水量 (m ³)		
33	政右エ門池	西脇市黒田庄町福 地字菖蒲谷 691	4.9	125	11,000	令和2(2020) 年10月30日	要監視
34	堂屋敷池(2)	西脇市出会町字堂 屋敷 171	1.6	13	675	令和2(2020) 年10月30日	要早期改 修
35	毘沙門池	西脇市明楽寺町字 荒井口 820	6.0	12	567	令和2(2020) 年10月30日	要監視

3 西脇市の災害

西脇市は加古川の中流に当たり、瀬戸内海と日本海からの海風がそれぞれの川に沿って収束し、雨雲(雷等)の発達しやすい地形となっている。このため短時間強雨は多い地域であるが、雨雲が停滞するような地形でないため、総雨量が多くなることは少なく、兵庫県でも比較的日雨量は少ない地域である。また、西脇市域の東側の山間部では若干日雨量が多く、南部では若干短時間強雨が多い。

黒田庄地区では土砂災害も発生しているが、災害の多くは浸水被害で、短時間強雨によるものと、上流の大雨に伴うものである。浸水地域は杉原川と加古川の合流域と野間川と加古川の合流地域で発生しやすい。

災害事例は比較的少なく、短時間強雨では、1時間50ミリ以上の降雨で発生しており、これがひとつの目安と考えられる。一方、平成16(2004)年の台風23号のように、上流での降雨が原因の場合は、上流の水位の動向を監視することが重要である。

(1) 低地浸水の目安

- ① 1時間雨量 50ミリ
- ② 3時間雨量 100ミリ
- ③ 上流地域の10時間雨量 130ミリ～140ミリ(流域平均)
- ④ 上流地域の降り始めからの総雨量 170ミリ(流域平均)

※ 直近数日間の降雨状況によって被害発生状況は異なる。

※ ④については、降り始めからの時間により被害の発生状況は大きく異なる。

(2) 上流地域における降雨が西脇市に影響を及ぼす時間の目安

- ① 加古川 4～6時間後
- ② 杉原川 1～2時間後
- ③ 野間川 1時間後

第2章 水防組織

第1節 水防本部

1 設置

水防業務を統括するため、市長は次の場合に水防非常配備態勢を発令し、市役所に水防本部（以下「本部」という。）を設置する。

ただし、市に災害対策本部が設置された場合は、西脇市地域防災計画の定めるところによる。

- (1) 河川水位が消防団待機水位（通報水位）を突破し、今後更に水位の上昇が予想される時。
- (2) 大雨警報、洪水警報が発令され、今後更に降雨、河川の水位の上昇が予想される時。
- (3) 水防指令1号又は水防警報1号が発令され、今後更に降雨、河川の水位の上昇が予想される時。
- (4) 風水害等により小規模な被害が発生した時。
- (5) 市域で震度4の地震を観測した時（自動設置）。
- (6) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認めるとき。

2 構成

本部は、市長を本部長として、以下の構成及び構成員により組織する。

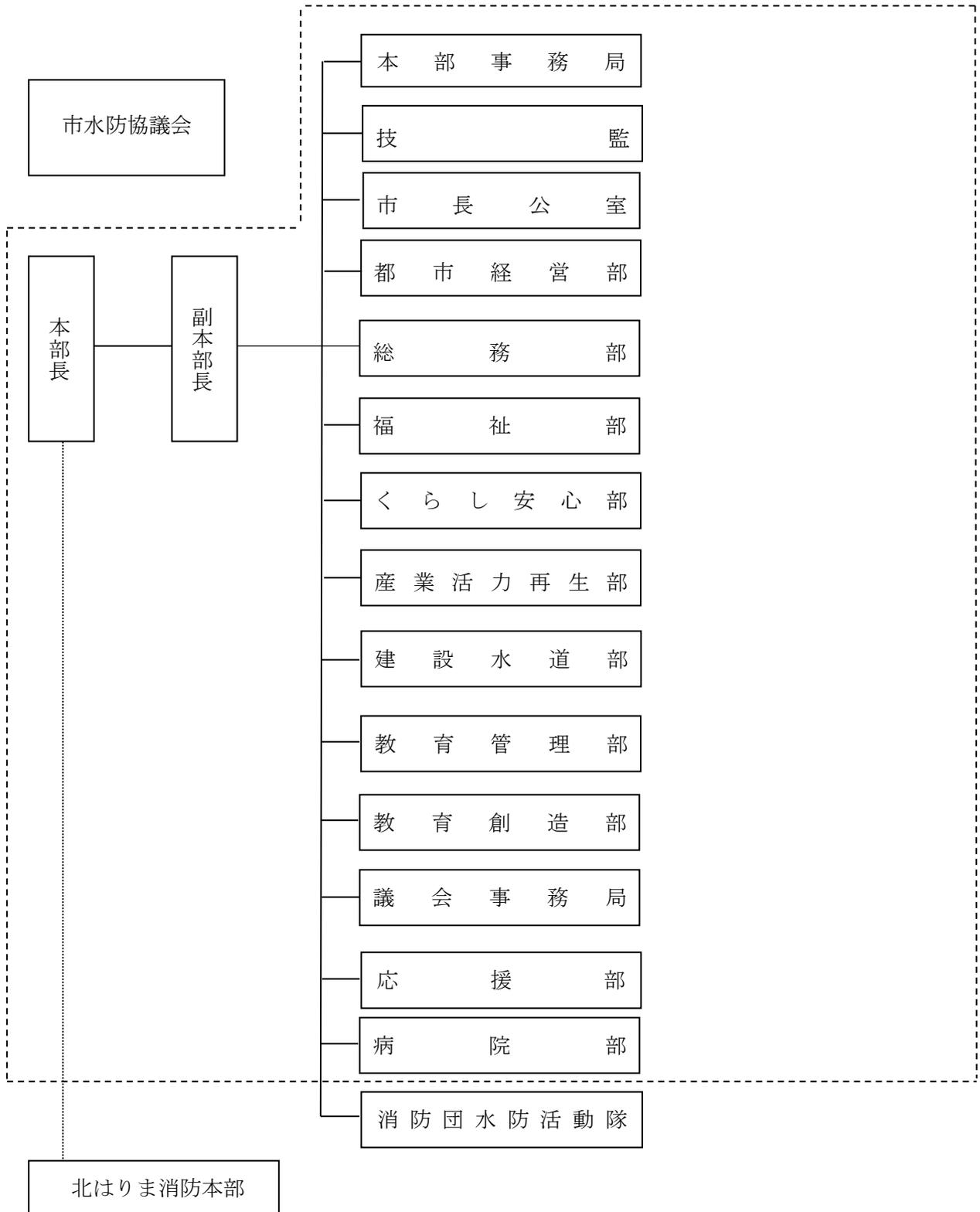
ただし、市長が不在の場合は、副市長、教育長、技監、くらし安心部長の順に本部長を代理する。

	本部長	副本部長	本部員	事務局
本部	市長	副市長 教育長	技監 市長公室長 都市経営部長 総務部長 福祉部長 くらし安心部長 産業活力再生部長 建設水道部長 教育管理部長 教育創造部長 議会事務局長 西脇市消防団長 (病院事務局長)	くらし安心部

※ 本部員のうち、()内は、第2号配備態勢から配備

図 水防組織図

[市本部]



3 本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌を処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止する。

4 本部設置及び廃止の通知

本部長は、本部を設置又は廃止したときは、北はりま消防本部、水防協議会委員及び関係機関等に通知する。あわせて、にしわき防災ネット、防災行政無線等を通じて広報するとともに、報道機関に発表する。

5 本部会議

- (1) 会議は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し、次により開催する。
- (2) 会議の招集は、原則として本部長が行う。
- (3) 副本部長及び本部員は、本部会議の開催を必要により本部長に要請することができる。
- (4) 協議事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア 災害警戒対策、災害応急対策の総合調整に関すること。イ 県水防本部との協議に関すること。ウ 職員の動員、配備態勢及び災害対策本部体制への移行に関すること。エ 避難指示等及び警戒区域の設定に関すること。オ 関係機関への応援要請に関すること。カ その他本部長が必要と認める事項に関すること。 |
|---|

6 各部・班の役割の目安

各部・班の役割の目安は、「西脇市地域防災計画 風水害等対策編 第3編第2章第1節 組織の設置」に準ずる。

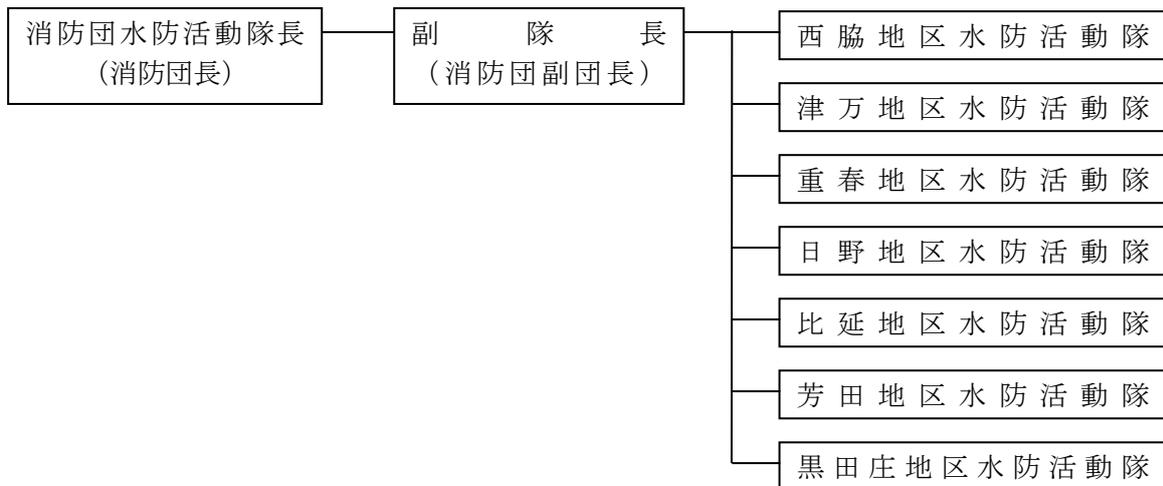
第2節 西脇市消防団水防活動隊

1 水防活動隊の編成

(1) 本部設置と同時に西脇市消防団による水防活動隊を編成する。西脇市消防団水防活動隊本部は市本庁舎（くらし安心部防災安全課）に置く。

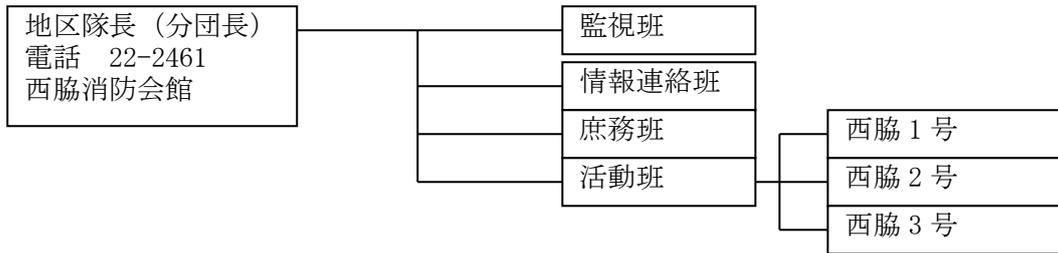
(2) 西脇市全域を7水防地区に分け、各水防地区に消防団分団長を地区隊長として、地区水防活動隊本部を置く。

各地区水防活動隊は、分団本部及びその地区内の各部で構成する。

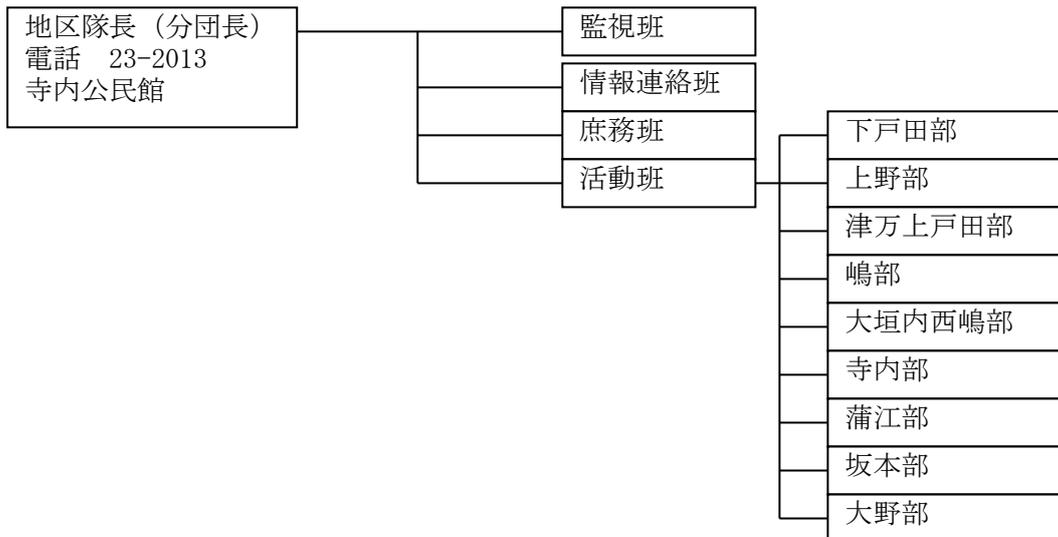


2 各地区水防活動隊の編成

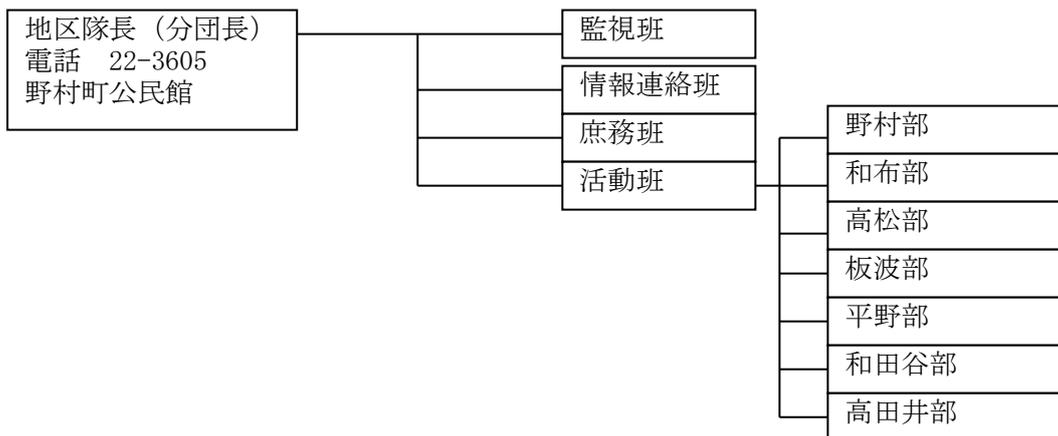
(1) 西脇地区水防活動隊



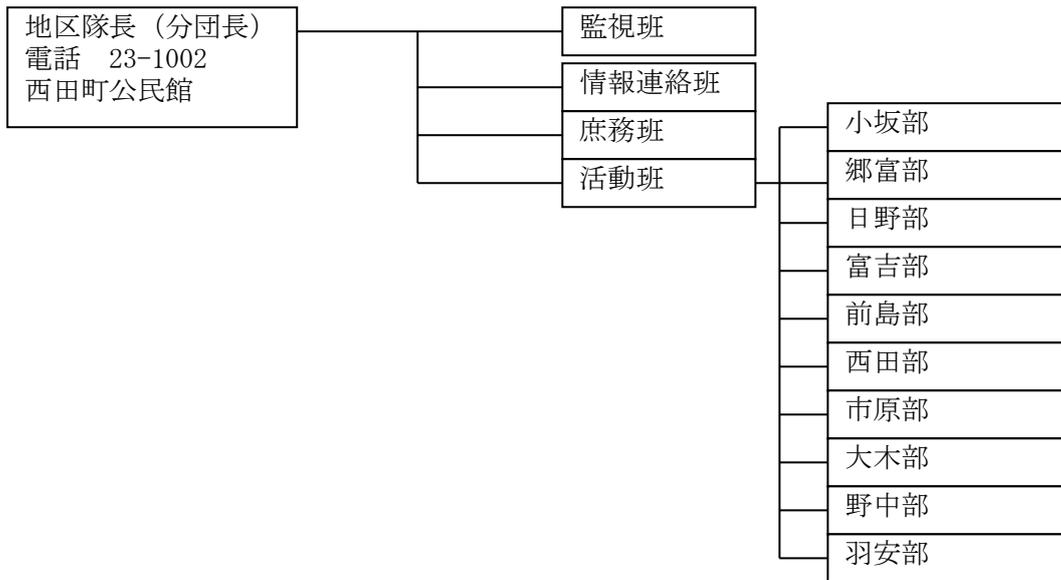
(2) 津万地区水防活動隊



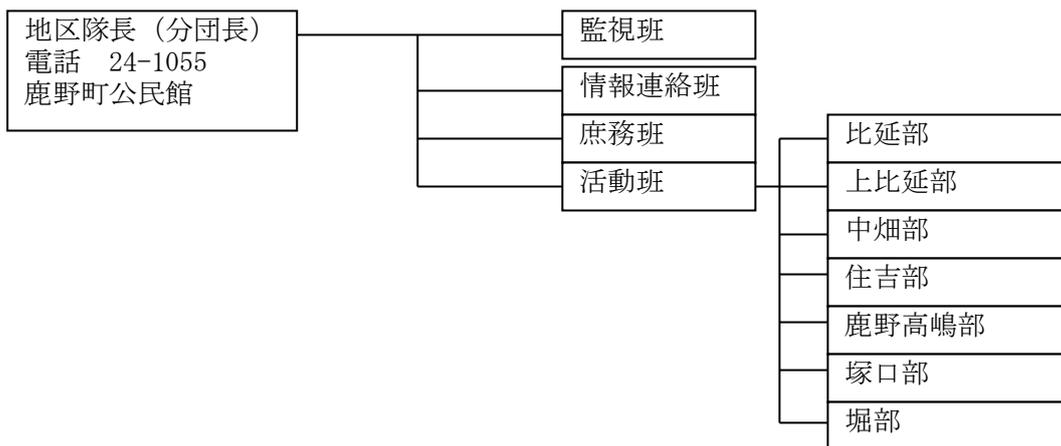
(3) 重春地区水防活動隊



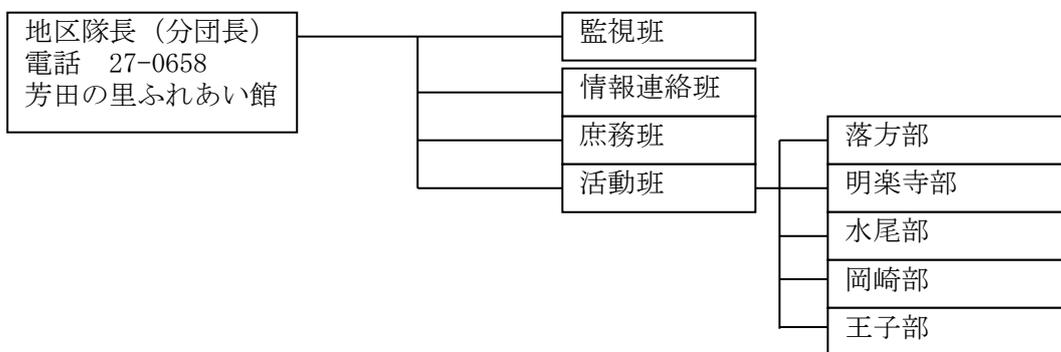
(4) 日野地区水防活動隊



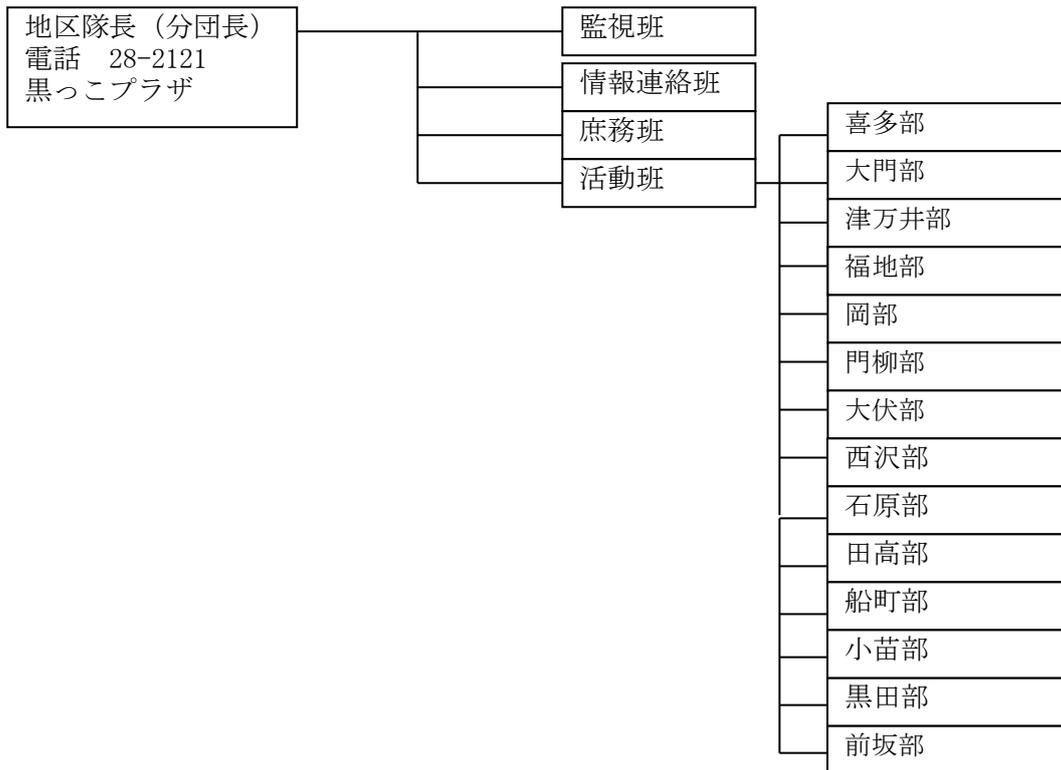
(5) 比延地区水防活動隊



(6) 芳田地区水防活動隊



(7) 黒田庄地区水防活動隊



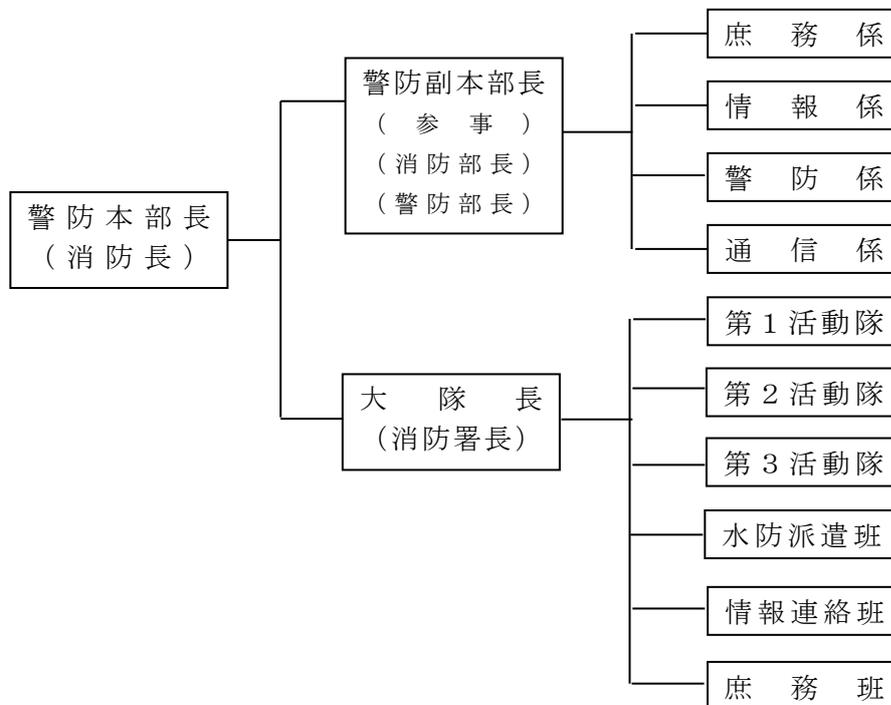
第3節 水防本部（北はりま消防本部）

1 水防本部（北はりま消防本部）の設置

北はりま消防本部は、市水防本部設置の通知を受けたときは、直ちに消防本部内に水防本部を設置する。

2 水防本部（北はりま消防本部）の編成（西脇市関係分のみ）

水防本部（北はりま消防本部）の編成は、以下を目安とする。ただし、北はりま消防本部消防長の指示により、その都度適切に対応する。



第3章 水防態勢

第1節 水防態勢

神戸地方気象台から気象注意報・警報があったとき、又は県水防本部から気象注意報・警報に係る水防警報・指令が発表されたときその他水防活動の必要があるときは、水防態勢に入る。

第2節 水防非常配備

市長は、水防態勢に入る必要があると認めるときは、職員・団員に水防非常配備につくよう指令する。ただし、くらし安心部長が緊急に非常配備態勢につく必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び態勢の強化を行わなければならない。この場合、速やかに市長に報告しなければならない。

1 連絡員待機

防災安全課長は、本部が設置されるまでの間で、初動態勢を確立するため、必要と認める場合は、くらし安心部長を通じて、市長に対し、連絡員待機を指令するよう意見具申する。

態勢区分	配備時期	態勢の内容
連絡員待機	(1) 県に連絡員待機が発令され、市内又は上流部に相当な降雨が予想される時。 (2) 大雨注意報、洪水注意報が発令され、市内又は上流部に相当な降雨が予想される時。	防災安全課の職員1～2人で情報収集に当たる。

2 水防警戒配備（第0号配備）

くらし安心部長は、本部が設置されるまでの間で、初動態勢を確立するため、必要と認める場合は、副市長を通じて、市長に対し、水防警戒指令を発令し、水防警戒配備をしくよう意見具申する。

態勢区分	配備時期	態勢の内容
第0号配備態勢	(1) 河川水位が消防団待機水位（通報水位）を突破したとき。 (2) 大雨警報、洪水警報が発令されたとき。 (3) 水防指令1号又は水防警報1号が発令されたとき。 (4) 風水害等により被害の発生のおそれがあるとき。	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たる。 [その他、自宅待機]

3 水防非常配備

市長は、水防のため本部設置が必要と認める場合は、本部を設置し、以下のとおり水防非常配備態勢を発令する。

態勢区分	配備時期	態勢の内容
第1号 配備態勢	(1) 河川水位が氾濫注意水位を突破し、更なる水位上昇が予想される時。 (2) 大雨警報、洪水警報が発令され、更なる降雨又は河川水位の上昇が予想される時。 (3) 水防指令2号又は水防警報2号が発令され、更なる降雨又は河川水位の上昇が予想される時。 (4) 風水害等により小規模な被害が発生した時。 (5) 震度4の地震が発生した時。(自動配備) (6) その他、防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認める時。	各部あらかじめ定められた職員で、主として情報収集・警戒に当たり、事態の推移によっては、小規模な活動ができる態勢 [その他、自宅待機]
第2号 配備態勢	(1) 河川水位が避難判断水位を突破し、更なる水位上昇が予想される時。 (2) 水防指令3号又は水防警報3号が発令され、更なる降雨又は河川水位の上昇が予想される時。 (3) 水防指令3号又は水防警報3号が発令された時。 (4) 風水害等により中規模な被害が発生した時。 (5) 震度5弱又は5強の地震が発生した時。(自動配備) (6) その他二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認める時。	各部あらかじめ定められた職員を配備し、水防事態が発生すればそのまま水防活動ができる態勢 [その他、自宅待機]
第3号 配備態勢	(1) 河川水位が氾濫危険水位を突破し、更なる水位上昇が予想される時。 (2) 水防指令3号又は水防警報3号が発令され、更なる降雨又は河川水位の上昇が予想される時。 (3) 風水害等により大規模な被害が発生した時。 (4) 震度6弱以上の地震が発生した時。(自動配備) (5) その他二次災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災対策の推進を図るため、本部長が特に必要と認める時。	全職員

※ 上記のほか、市長が必要と認める時は、各配備態勢をとる。また、市長の配備指示がないときでも、各部において動員を必要とするときは、各部長の判断により必要な配備態勢をとる。

第3節 水防非常配備態勢における配置人員

配置人員は、「西脇市地域防災計画 風水害等対策編 第3編第2章第2節第1 非常配備態勢」に準ずる。

第4節 水防態勢の解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減少し、水害の危険がなくなったとき、地震による堤防等の被害による災害のおそれなくなったときは水防態勢を解除する。

なお、本部は、水防態勢の解除を命じた場合は、これを一般に周知するとともに、多可事業所、加東土木事務所等関係機関にその旨を報告する。

第4章 重要水防箇所と危険が予想される箇所等

第1節 重要水防箇所

河川	地点	延長(m)	左右岸別	危険理由		対策工法	区域
加古川	重春橋上流	100	右	漏水	2-要	積土俵	要
	門柳川合流点から大門樋門	950	左	堤防高	1-A	積土俵	A
	中央橋から下流	2,000	右	堤防高	2-A	積土俵	A
	中央橋から新中橋上流	1,300	左	堤防高	3-A	積土俵	A
	新中橋から田高市営住宅上流	750	右	堤防高	3-A	積土俵	A
杉原川	元西脇集合庁舎上下流	200	左	堤防高	1-要	積土俵	要
	春日大橋下流	700	右	堤防高	1-要	積土俵	要
	春日大橋から亀ヶ井堰	3,000	左	堤防高	1-要	積土俵	要
	日野大橋から羽山橋	2,900	右	堤防高	1-要	積土俵	要
和田谷川	杉原川合流点から(一)郷の瀬野村線	850	左	堤防高	1-A	積土俵	A
	"	850	右	堤防高	1-A	積土俵	A
門柳川	大門井堰からしいの橋	400	左	堤防高	1-A	積土俵	A
	"	400	右	堤防高	1-A	積土俵	A

資料：令和4（2022）年度水防活動要綱（加東土木事務所）

- 注) 危険理由：1 市街地又は集落を形成している区域
 2 公共施設（鉄道、国県市町道）、公共建物（官公庁、学校、病院等）のうち重要なものが所在する区域
 3 農地、工場等の地域経済において重要な区域
 4 その他の上記に準じる重要な区域
- 区 域：A 水防上最も重要な区域
 B 次に重要な区域
 要 要注意区域

第2節 危険が予想される箇所

1 要監視ため池

(要監視ため池一覧は、第1章 総則 第4節 河川・ため池の状況等に掲載)

2 浸水想定区域

地区名	町・大字
西脇地区	東本町、南旭町、仲之町、豊川町、戎 町、北本町、中本町、南本町
津万地区	下戸田、上戸田、津万、嶋、大垣内、寺内、西嶋、蒲江
重春地区	和布町、高松町、板波町、平野町、和田町、高田井町
野村地区	2区
日野地区	小坂町、郷瀬町、富田町、前島町、西田町、市原町、大木町、野中町、羽安町
比延地区	比延町、上比延町、中畑町、鹿野町、高嶋町、堀町
芳田地区	落方町、明楽寺町、水尾町、岡崎町、上王子町、合山町、出会町、八坂町
黒田庄地区	黒田庄町喜多、黒田庄町大門、黒田庄町津万井、黒田庄町福地、黒田庄町岡黒田庄町門柳、黒田庄町大伏、黒田庄町西沢、黒田庄町石原、黒田庄町田高黒田庄町船町、黒田庄町小苗、黒田庄町黒田、黒田庄町前坂

3 宅地造成工事規制区域 ※ 区域名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載

箇所数	面積
8	2,498ha

4 急傾斜地崩壊危険区域 ※ 区域名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載

箇所数
12

5 土石流危険溪流 ※ 溪流名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載

区分	箇所数
危険溪流Ⅰ	83
危険溪流Ⅱ	29

注) Ⅰ：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所

Ⅱ：人家1～4戸の箇所

6 急傾斜地崩壊危険箇所 ※ 箇所名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載

区分	箇所数	
	自然斜面	人工斜面
崩壊危険箇所Ⅰ	59	9
崩壊危険箇所Ⅱ	52	—
崩壊危険箇所Ⅲ	45	—

注) Ⅰ：人家5戸以上か、5戸未満であっても公共施設がある箇所

Ⅱ：人家1～4戸の箇所

Ⅲ：人家はないが、将来立地する可能性のある箇所

7 山腹崩壊危険地区（県農林水産部農林水産局治山課）※ 箇所名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載

箇所数
74

8 崩壊土砂流出危険地区（県農林水産部農林水産局治山課）※ 箇所名等 西脇市地域防災計画資料編に掲載

箇所数
177

第3節 その他

1 異常気象時の通行規制区間及び通行規制基準

路線名	規制区間		交通量 (台/日)	規制基準 (mm)		危険内容	迂回路
	所在地	延長 (km)		通行 注意	通行止		
主要地方道 西脇篠山線	住吉町	2.5	2,338	70	130	崩土	国道372号 黒田庄多井田線 上鴨川西脇線 黒石三田線
主要地方道 西脇八千代 市川線	平野町	0.5	10,515	70	130	崩土	市道

第5章 気象情報等の収集伝達

第1節 気象予報、警報

1 神戸地方気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の種類及び発表基準

種類	解説	発表基準	
		北播丹波（神戸地方気象台）	
大雨注意報	大雨によって災害の起こるおそれがあると予想される場合	表面雨量指数	6
		土壌雨量指数	91
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	表面雨量指数	13
		土壌雨量指数	135
洪水注意報	洪水によって災害のおこるおそれがあると予想される場合	流域雨量指数 加古川 41.8 杉原川 19.6 野間川 16.2	
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	流域雨量指数 加古川 52.3 杉原川 24.5 野間川 20.3	
特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		

2 気象予報・警報の地域細分

県	一次細分区域	市町等をまとめた区域	二次細分区域
兵庫県	北 部	但馬北部	豊岡市、美方郡（新温泉町、香美町）
		但馬南部	養父市、朝来市
	南 部	北播丹波	西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可郡（多可町）
		播磨北西部	宍粟市、神崎郡（市川町、福崎町、神河町） 佐用郡（佐用町）
		阪 神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市 川西市、三田市、川辺郡（猪名川町）
		播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、 加東市、加古郡（稲美町、播磨町）
		播磨南西部	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、揖保郡（太子町）、 赤穂郡（上郡町）
	淡路島	洲本市、南あわじ市、淡路市	
市町を対象とした警報・注意報（平成22（2010）年5月27日以降）			
・西脇市			

第2節 雨量情報

1 雨量情報報告

本部事務局（情報処理担当）は、気象状況の把握に努めるとともに、次に記す雨量観測所の雨量情報を常時把握し、適宜本部長に報告する。

なお、本部長が指示したときは、1時間ごとに報告する。

■西脇市に設置されている雨量観測所

名称	所在地		所管	既往最大日雨量
西脇	西脇	春日橋下流100m右岸	兵庫県	
中畑	中畑町	中畑橋下流200m左岸	兵庫県	
板波	高松町	板波橋下流100m左岸	国土交通省	
西脇	上比延町	にしわき経緯度地球科学館	気象庁	179.5mm S58.9.28
船町	黒田庄町船町	船町橋上流10m左岸	国土交通省	
野間川	下野間	多可町八千代区下野間	兵庫県	

■西脇市に関する雨量観測所

河川	観測所名		所在地
加古川	青垣	国土交通省	丹波市青垣町桧倉字水座497-1
	青垣	兵庫県	丹波市青垣町佐治
	氷上	国土交通省	丹波市氷上町上新庄
	稲継	兵庫県	丹波市氷上町稲継
	北和田	兵庫県	丹波市山南町北和田
	青田	兵庫県	丹波市山南町青田
	福住	国土交通省	丹波篠山市福住344-1
	東本荘	兵庫県	丹波篠山市篠山町東本荘
	火打岩	国土交通省	丹波篠山市畑宮
	篠山	兵庫県	丹波篠山市郡家
	山南	兵庫県	丹波市山南町谷川
	柏原(カイバラ)	兵庫県	丹波市柏原町柏原
	柏原	国土交通省	丹波市柏原町大字柏原字讓栢現4280-6
	柏原	気象庁	丹波市柏原町柏原
	船町	国土交通省	西脇市黒田庄町船町(水位観測所内)
	西脇	気象庁	西脇市上比延町
板波	国土交通省	西脇市高松町中川原537-13	
西脇	兵庫県	西脇市野村町	
畑谷川	中畑	兵庫県	西脇市中畑町
杉原川	加美	国土交通省	多可町加美区西山
	杉原	国土交通省	多可町加美区市原167
	中町	兵庫県	多可町中区中村

河川	観測所名		所在地
野間川	下野間	兵庫県	多可町八千代区下野間
	八千代	国土交通省	多可町八千代区中野間(八千代地域局)

2 報告の中止

雨量情報の本部長への報告は、以下の場合中止する。

- | |
|--|
| (1) 水防態勢を解いたとき。
(2) 本部長から指示したとき。
(3) その他報告の必要を認めなくなったとき。 |
|--|

第3節 水位情報

1 水位情報報告

本部事務局は、気象状況の把握に努めるとともに、次に記す水位観測所の水位情報を常時把握し、適宜本部長に報告する。

なお、本部長が指示したときは、1時間ごとに報告する。

■西脇市を受け持つ水位観測所

名称	河川名	所在地		水位 (m)						所管	既往 最高水位
				消防団 待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	避難判断	氾濫危険 (特別警戒)	計画高	(参考値) 氾濫開始 相当水位		
西脇	杉原川	小坂町	春日橋下流 100m右岸	2.30	3.10	3.10	3.80	5.30	4.87	兵庫県	5.15m H23.9.4
中町	杉原川	中区 中村町	加都良橋上流 60m右岸	2.10	2.50	2.50	2.90	2.99	4.03	兵庫県	3.85m H23.9.4
上戸田	加古川	上戸田	鹿野大橋下流 200m右岸	2.90	3.90	上3.90 下4.30	上4.60 下5.00	6.04	上7.85 下5.72	兵庫県	6.97m H16.10.20
板波	加古川	高松町	板波橋下流 130m左岸	2.00	3.50	4.20	5.00	6.10		国土交通省	8.16m H16.10.20
下野間	野間川	八千代区 下野間	野間橋上流 50m右岸	1.60	2.30	2.80	3.40	3.43	4.31	兵庫県	4.36m H23.9.4
船町	加古川	黒田庄町 船町	船町橋上流 10m左岸	1.50	3.00	—	—	5.50		国土交通省	
樋門 内水位	和田谷川	西脇	杉原川和田 谷川合流点	52.65	52.90	—	—	—		兵庫県	
樋門 外水位	杉原川	西脇	杉原川和田 谷川合流点	52.00	52.85	—	—	—		兵庫県	

■西脇市に関する水位観測所

河川名	観測所名		所在地
加古川	加古川	青 垣	兵庫県 丹波市青垣町佐治
	葛野川	上成松	兵庫県 丹波市氷上町上成松
	加古川	西 中	兵庫県 丹波市氷上町氷上
	加古川	本 郷	兵庫県 丹波市氷上町本郷
	柏原川	小 南	兵庫県 丹波市柏原町柏原
	高谷川	高谷川内	兵庫県 丹波市氷上町稲継
	高谷川	高谷川外	兵庫県 丹波市氷上町稲継
	篠山川	東本荘	兵庫県 丹波篠山市東本荘
	篠山川	篠 山	兵庫県 丹波篠山市糯ヶ坪
	宮田川	宮 田	兵庫県 丹波篠山市宮田
	篠山川	谷 川	国土交通省 丹波市山南町谷川字出井坪11
	加古川	船 町	国土交通省 西脇市黒田庄町船町
	加古川	黒田庄町	兵庫県 西脇市黒田庄町田高
	加古川	上戸田	兵庫県 西脇市上戸田
加古川	板 波	国土交通省 西脇市高松町中川原537-13	
杉原川	杉原川	加 美	兵庫県 多可町加美区西山
	杉原川	中 町	兵庫県 多可町中区中村町
	杉原川	西 脇	兵庫県 西脇市小坂町
野間川	野間川	下野間	兵庫県 多可町八千代区下野間

2 報告の中止

雨量情報の本部長への報告は、以下の場合中止する。

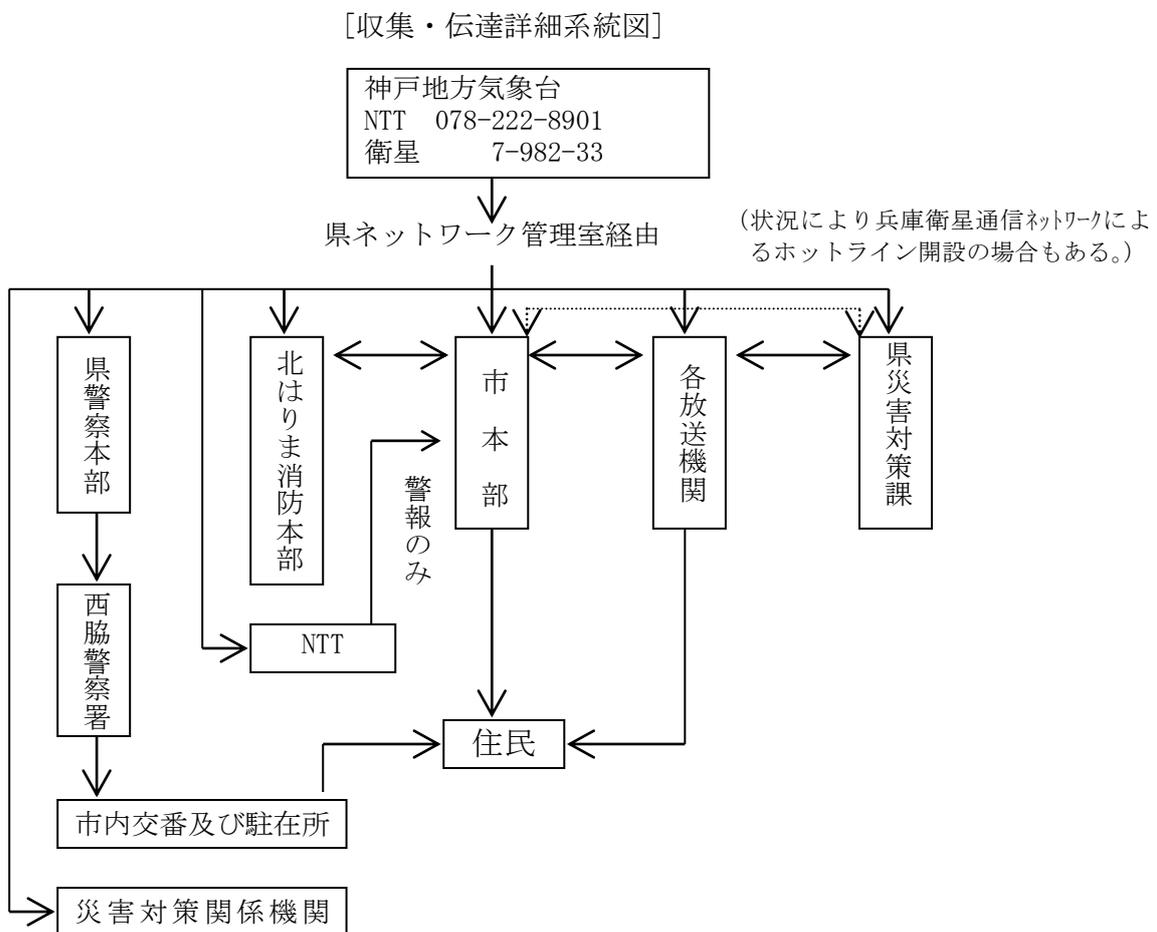
- (1) 消防団待機水位（通報水位）を下回ったとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後の水位上昇が認められなくなったときには、その旨を報告し中止する。
- (3) 水防態勢を解いたとき。
- (4) 本部長から指示したとき。
- (5) その他報告の必要を認めなくなったとき。

第4節 フェニックス防災システム及び兵庫衛星通信ネットワークによる収集伝達系統

1 フェニックス防災システム及び兵庫衛星通信ネットワークにより一斉同報伝達される。



2 収集・伝達系統図（次のとおり）



第5節 主な気象情報・河川情報等の内容と注意点

市（本部事務局、各部）、防災関係機関は、災害対策に係る気象情報、河川情報等をテレビ、ラジオ、インターネット、フェニックス防災端末、にしわき防災ネット等で収集し、災害対応に備える。この場合における、主な気象情報・河川情報等の内容と注意点は、以下のとおりである。

■主な気象情報・河川情報等の内容と注意点

情報項目	内容	発表者	入手方法	備考
気象警報	大雨、強風などによって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告する予報	神戸地方 気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット、にしわき防災ネット（メール配信）、テレビ、ラジオ等	気象警報はにしわき防災ネットでもメール配信
気象注意報	大雨、強風などによって災害が発生するおそれがある場合、その旨を注意する予報	神戸地方 気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット、にしわき防災ネット、テレビ、ラジオ等	
土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町長が避難指示を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、県と神戸地方気象台が共同で発表する防災情報	県 神戸地方 気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット、にしわき防災ネット（メール配信）等	避難指示等の発令の参考とする。
特別警報	数十年に一度の降雨量となる大雨が予測され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	神戸地方 気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット、にしわき防災ネット（メール配信）、テレビ、ラジオ等	特別警報の情報はにしわき防災ネットでメール配信及び、防災行政無線で放送を行う。
竜巻注意情報	竜巻等突風が発生する危険な気象状況をお知らせして身を守るための行動の準備を促す情報	神戸地方 気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット等	有効期限は発表からおおよそ1時間 竜巻注意情報の解除報はない。
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に一回程度の激しい短時間の大雨を観測したときに、より一層の注意を喚起するため発表される情報	神戸地方 気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット等	

第5章 第5節 主な気象情報・河川情報等の内容と注意点

情報項目	内容	発表者	入手方法	備考
台風情報	台風の実況と予報	気象庁	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット等	台風が市の西側を通過するときは風が強くなる。また、台風接近時に前線が停滞していると、大雨となることがある。
今後の雨(降水短時間予報)	6時間先までの降水量分布予測(1時間更新)	気象庁	気象庁ホームページ	雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。
雨雲の動き(降水ナウキャスト)	60分先までの降雨強度の分布予測(10分更新)	気象庁	気象庁ホームページ	雨雲の流れ、降雨強度等の予測の参考とする。
キキクル(危険度分布)	大雨による災害の危険度の高まりを地図上に表示する。	気象庁	気象庁ホームページ	浸水害、洪水、土砂災害予測の参考とする。
氾濫予測情報	6時間先までの水位予測	県	フェニックス防災端末	水位予測の参考とする。
地域別土砂災害危険度	土砂災害の危険度が高まっている情報を表示する。	県	兵庫県ホームページ	土砂災害予測の参考とする。
アメダス	観測雨量の実況(10分更新)	神戸地方気象台	フェニックス防災端末、インターネット等	
テレメータ雨量	観測雨量の実況(10分更新)	県、国土交通省	フェニックス防災端末、インターネット(川の防災情報)	
テレメータ水位	観測水位の実況(10分更新)	県、国土交通省	フェニックス防災端末、インターネット(川の防災情報)	
加古川洪水予報(加古川氾濫予報)	国土交通省と神戸地方気象台が共同で発表する氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報	国土交通省、神戸地方気象台	フェニックス防災端末、衛星FAX、インターネット等	西脇市では板波水位観測所が対象 避難指示等の判断を行う上で非常に重要な情報
水防警報	水防活動の必要があるときに県が市に対して発令する警報 河川ごとに発令される。	県(北播磨県民局)	フェニックス防災端末、衛星FAX等	水防警報第1号(待機) 水防警報第2号(準備) 水防警報第3号(出動) 水防警報第4号(解除) 加古川、杉原川、野間川
水防指令	県が県の機関に対し発令する配備指令	県	フェニックス防災端末、衛星FAX等	県の指令であるが西脇市でも参考とする。
避難判断水位到達情報	避難判断水位に到達したとき県が市に対して行う通知	県(北播磨県民局)	フェニックス防災端末、衛星FAX等	

第6章 水防指令、水防警報等

第1節 水防指令

1 水防指令の種類

種類	内容
第1号	第1非常配備につくべき指令
第2号	第2非常配備につくべき指令
第3号	第3非常配備につくべき指令
解除	水防非常配備を解除する指令

2 水防指令の通知

県水防本部 → 関係土木部地方機関 → 多可事業所) → 関係水防管理団体
(県水防本部長) (加東土木事務所) (西脇市)

第2節 知事の発する水防警報

1 水防警報の対象区域

河川名	区域
加古川	全区間 (国土交通大臣が水防警報を発する区域を除く。)
野間川	全区間
杉原川	全区間

2 水防警報の対象とする量水標

河川名	水防警報の対象となる量水標			
	量水標	所在地	水位	
			消防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)
加古川	上戸田(下流)	西脇市上戸田	2.90m	3.90m
	上戸田(上流)	西脇市上戸田	2.90m	3.90m
野間川	下野間	多可町八千代区下野間	1.60m	2.30m
杉原川	中町	多可町中区中村	2.10m	2.50m
	西脇	西脇市小坂町	2.30m	3.10m

3 水防警報の種類

種類	内容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの
第3号 出動	水防活動に出動させるもの
第4号 解除	水防活動を終了させるもの

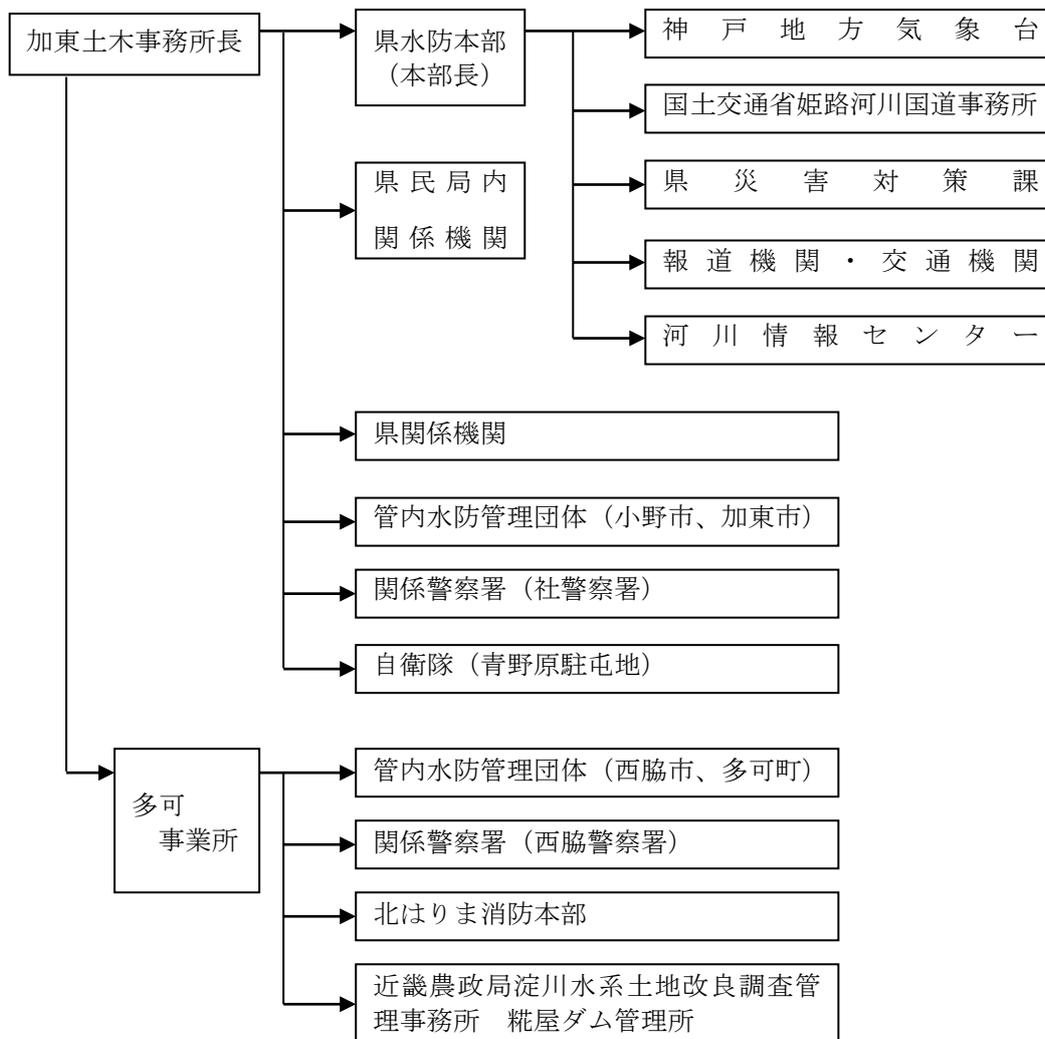
4 水防警報の発令基準

種類	標準的な発令基準
第1号（待機）	水位観測所の水位が消防団待機水位（通報水位）をおおむね10cm上回り、更に水位が上昇するおそれがあるとき。
第2号（準備）	水位観測所の水位が消防団待機水位（通報水位）と氾濫注意水位（警戒水位）のおおむね2/3に達し、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき。 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時。
第3号（出動）	水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき。
第4号（解除）	水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、今後水位上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき。

注) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

注) 水防警報を公表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

5 水防警報の通知（加古川、野間川、杉原川）



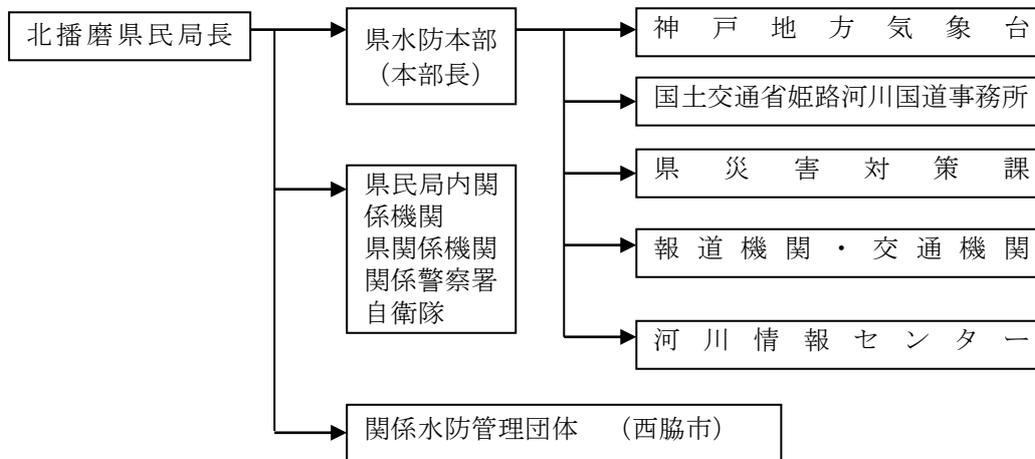
第3節 水位周知河川（水位情報周知河川）における水位情報

1 対象河川及び避難判断水位

河川名	量水標	所在地	避難判断水位	発令県民局名	発令事務所名
加古川	上戸田 (下流)	西脇市上戸田	4.30m	北播磨県民局	加東土木事務所
	上戸田 (上流)	西脇市上戸田	3.90m		
野間川	下野間	多可町八千代区下野間	2.80m		
杉原川	西脇	西脇市小坂町	3.10m		

2 水位情報の通知及び周知

- (1) 北播磨県民局長は、水位周知河川（水位情報周知河川）の水位が避難判断水位に達したときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・県水防本部長等に通知する。
- (2) 県水防本部長は、北播磨県民局長が前項の通知を受けたときは、その旨を報道機関・交通機関等に通知する。



第7章 水防監視

第1節 水防監視

1 水位観測所の監視

- (1) 監視員、連絡員をあらかじめ定めておく。
- (2) 監視員は、集中豪雨及び暴風雨のときは、水位観測所の監視に当たる。
- (3) 連絡員は、消防団待機水位（通報水位）に達したときは、水防本部に連絡する。
- (4) 監視員は、水位観測表を備え、1時間ごとに観測した水位又は最高水位を記録するとともに水防本部へ報告する。

2 堤防の監視

消防団待機水位（通報水位）に達したときは、監視員及び連絡員を巡視に当たらせる。

3 水門、ため池の監視

- (1) 水門、ため池の管理者は、あらかじめ監視員、連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、平常時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障のないようにする。
- (3) 監視員及び連絡員は、水門、ため池の警戒操作に当たり、その状況を水防本部に連絡する。

4 排水機場の監視

排水機場の管理者は、操作規則に基づきその作業を行ったときは、水防本部に連絡する。

5 水防上影響のある工事の監視

工事施行者は、工事中の箇所及び工事施設について、出水時には厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防本部に連絡するとともに必要な措置を講じる。

第8章 避難のための立ち退き

第1節 準備及び指示等

1 避難準備

河川及びため池では、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水による被害のおそれがある場合、土木事務所長及び土地改良事務所長又は水防管理者（市長）は、必要な地域に対し広報車、防災行政無線等によって避難の準備を呼び掛ける。

なお、地域住民は、加古川、杉原川、野間川に関し、避難判断水位情報のあったときは、立ち退きの態勢をとる。

2 避難のための立ち退きの指示

洪水のため著しい危険が切迫していると認められるときは、土木事務所長又は水防管理者（市長）は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。

水防管理者（市長）が指示する場合は、西脇警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。

なお、水防管理者（市長）は、水害の状況により、あらかじめ水害現場にある上席者に対し避難のための立ち退きの権限を委託することができる。

3 立退指示の周知徹底

避難のための立ち退きの指示者は、広報車、水防信号、防災行政無線等その他の方法により区域の居住者に周知徹底を図る。

4 避難所の開設及び閉鎖

避難所の開設及び閉鎖は、水防管理者（市長）が決定する。

避難所は、西脇市地域防災計画資料編のとおりとする。

第2節 水防信号の伝達

方法 区分	サイレン信号	水位 (m)	加古川 上戸田 上流	加古川 上戸田 下流	杉原川 中 町	杉原川 小 坂	野間川 下野間	加古川 船 町	加古川 板 波
第1信号	60秒 ■■■■ (1回)	消防団待機水位 (通報水位)	2.9	2.9	2.1	2.3	1.6	1.5	2.0
第2信号	20秒 10秒 20秒 ■■■■ 休止 ■■■■ (2回)	氾濫注意水位 (警戒水位)	3.9	3.9	2.5	3.1	2.3	3.0	3.5
第3信号	8秒 5秒 ■■■■ 休止 (6回くり返し)	避難判断水位	3.9	4.3	2.5	3.1	2.8	—	4.4
第4信号	60秒 5秒 ■■■■ 休止 (3回くり返し)	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	4.6	5.0	2.9	3.8	3.4	—	5.0
第5信号	120秒 10秒 ■■■■ 休止 (3回くり返し)	災害発生又は切迫							
備 考	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 危険が去ったときは、口頭伝達で周知する。								

(第1信号) 消防団員及び水防機関に属する者が、出動準備を必要とすること、又は河川の量水標が消防団待機水位（通報水位）に達したことを知らせるもの

(第2信号) 消防団員及び水防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの

(第3信号) 市内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの

(第4信号) 必要区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

(第5信号) 災害の発生又は切迫していることを知らせるもの

※ 上流部（多可町、丹波市、丹波篠山市）の降雨量によってサイレンの吹鳴を早めたり遅らせたりすることがある。

第9章 水防施設の整備

第1節 水防施設の整備

水防管理者（市長）は、消防団各分団に水防倉庫を整備し、水防資機材を整備する。水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の県の基準は次のとおり。

品名	数量	品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	たこづち	5丁	ペンチ	3丁
ビニールシート	30枚	のこぎり	5丁	金づち	3丁
なわ（ビニール製）	500m	おの	5丁	かすがい	50本
針金（10番又は8番）	23kg	かま	10丁	バケツ	1個
杉丸太長4m末口9cm	30本	なた	5丁	救命ブイ	5個
杉丸太長3m末口6cm	50本	くわ	10丁	ロープ	100m
くぎ（6吋）	11kg	じょれん	10丁	懐中電灯	2個
かけや	10丁	つるはし	3丁		
スコップ	20丁	小車	3台		

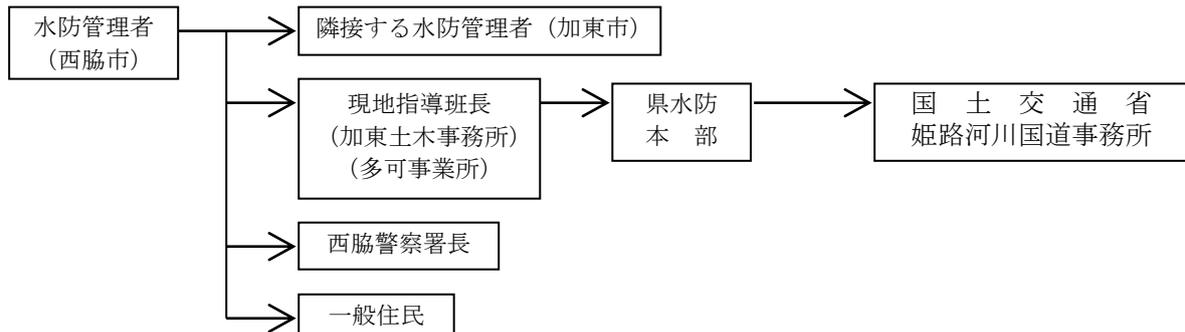
※ 水防倉庫、資機材等の現況は、西脇市地域防災計画資料編に掲載

第10章 決壊の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊の通知

水防管理者（市長）は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通知する。（法第25条）

1 通信系統



第2節 決壊後の処置

1 決壊等の後の処置

水防管理者（市長）は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。（法第26条）

2 現地指揮者の処置

現地指揮者は、現地の適切な処置を行うとともに、本部を通じて、下流水防管理団体、県水防本部及び西脇警察署その他必要な機関に連絡する。

第11章 他の水防機関、関係団体との相互協力と応援

第1節 県水防機関との連絡

- (1) 県が開催する水防連絡会において水防態勢の強化充実を図り水防実施が円滑に行われるようにする。
- (2) 県水防組織としての現地指導班（加東土木事務所及び多可事業所）と緊密な情報連絡をとるとともに技術指導を受ける。
- (3) ため池については加古川流域土地改良事務所の指導を受ける。

第2節 隣接水防管理団体相互の協力と応援

- (1) 緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求めるとし、応援を求められたときは、できる限りその求めに応じなければならない。
- (2) 応援のため派遣される団員は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。

第3節 警察署との協議

水防管理者（市長）は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退等の計画の作成に必要と認められる事項について西脇警察署長と協議しておく。

1 警察通信施設の使用（法第27条）

水防管理者（市長）、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者（以下「水防関係者」という。）は、水防上緊急を要する通信のために、警察通信施設を使用することができる。警察はその使用につき便宜供与するが、警察の緊急業務には優先しない。

2 警戒区域設定（法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。ただし、消防機関に属する者が居ないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、その職権を行うことができる。

3 警察官の援助の要求（法第22条）

水防管理者（市長）は、水防のため必要があるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずる。

4 立ち退き指示（法第29条）

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示した場合（可能な限り事前協議する。）は、警察署長にこの旨通知する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請要求

救援を必要とする緊急事態の生じた場合は、西脇市地域防災計画に定めるところにより陸上自衛隊（姫路・青野原駐屯地）部隊等の派遣の要請を要求する。

第5節 建設業協会等に対する協力要請

水防管理者（市長）は、水防活動及び応急対策活動に万全を期すため、災害応援協力協定に基づいて建設業協会等に協力を要請する。

第12章 水防記録及び報告

第1節 水防記録

水防管理者（市長）は、次の水防記録を作成し、保管する。

- (1) 水防実施状況報告書（法第47条）
- (2) 応援を求めた理由（法第23条第1項）
- (3) 水防従事者又は雇入れられた者の住所氏名及び出動時間並びにその理由（法第24条）
- (4) 堤防その他の施設の決壊の状況（法第25条）
- (5) 収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所（法第28条）
- (6) 処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所（法第28条）
- (7) 一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由（法第28条）
- (8) 立ち退き指示の事由及びその状況（法第29条）
- (9) 警察署の援助状況（法第22条）
- (10) 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- (11) 現地指導の公務員の氏名
- (12) 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- (14) 警戒中の水位観測表（法第12条）
- (15) 水防協議会の設置（法第33条第1項）
- (16) 水防訓練の概要（法第35条）

第2節 報告

1 知事への報告

水防管理者（市長）は、次の事項を河川に関しては多可事業所長・加東土木事務所長を経由し、ため池に関しては、加古川流域土地改良事務所長を経由し、知事に対し10日以内に報告する。

- (1) 前節の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(15)の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 土木事務所長等への報告

水防管理者（市長）は、次の事項についてその都度報告する。

- (1) 消防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（特別警戒水位）又は最高水位に達したとき及び氾濫注意水位（警戒水位）から減水したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 水防の警戒を解除したとき。

- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき。(法第23条第1項)
- (6) 堤防その他の施設の決壊状況(法第25条)
- (7) 立ち退きの事項(法第29条)
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者(加東市)並びにダム、水門及びため池等の管理者へ、(2)、(6)及び(7)については、西脇警察署長及び隣接水防管理者及び加東健康福祉事務所長へ通報する。

3 水防管理者(市長)への報告

各班長及び水防地区隊長は、部長又は地区本部長及び消防団長を通じて、次の事項を本部長へ報告又は何う。

- (1) 警戒中の水位観測の状況
- (2) その他警戒中の水位及び災害危険の状況
- (3) 水防のための出動待機及び解散命令の時刻(伺)
- (4) 水防隊員の出動人員職氏名及び出動中の時間(記録し報告)
- (5) 堤防その他の施設等の損傷箇所、種類、延長及びこれに対する処置工法並びにその効果(速報)
- (6) 資材、器具等の使用数量(速報又は記録)
- (7) 資材、器具等の破損数量(速報又は記録)
- (8) 前節中の(3)、(5)、(6)、(9)、(11)及び(12)項の事項(速報)
- (9) 加古川、杉原川、野間川等の水位が消防団待機水位(通報水位)に達したとき及びため池の危険が予知されたとき(速報)。
- (10) 加古川、杉原川、野間川等の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき及びため池の危険が切迫したとき(速報)。

第13章 水防通信

第1節 水防上緊急を要する通信の経路

水防上緊急を要する通信については、防災行政無線（移動系）、消防無線又は一般電話の非常取扱いとする。

なお、防災行政無線（移動系）無線局設置箇所及び通信系統（消防無線含む。）は、西脇市地域防災計画資料編のとおりとする。

第2節 専用通信施設の使用

水防管理者（市長）は、法第27条第2項の規定を踏まえ、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

- (1) 警察通信施設
- (2) 西日本旅客鉄道株式会社通信施設

第14章 住民に対する周知

第1節 周知事項

次の各項において必要と認められるものを周知する。

- (1) 気象予報
- (2) 災害予報
- (3) 災害情報と水防情報
- (4) ハザードマップ（洪水及び土砂災害）
- (5) 避難の警告と立ち退き先の指示
- (6) 居住者等の水防出動
- (7) 水防解除
- (8) その他必要な事項

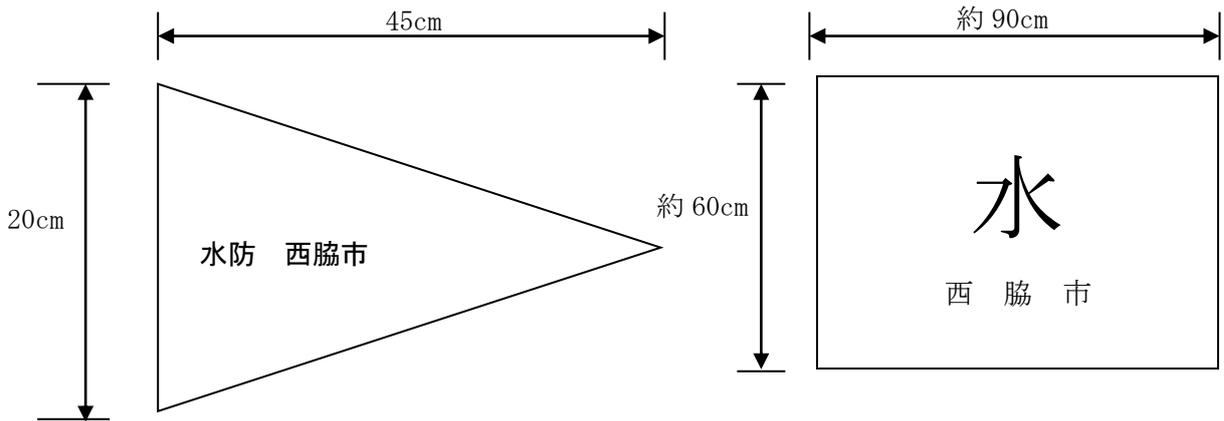
第2節 周知方法

- (1) 発表は本部長が行う。
- (2) 周知方法
 - ① 防災行政無線
 - ② サイレン
 - ③ 広報車
 - ④ にしわき防災ネット
 - ⑤ 口頭伝達

第15章 車両優先通行標識及び身分証明書

第1節 車両優先通行標識

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受け、次の標識を設備し、サイレン吹鳴を併用する。

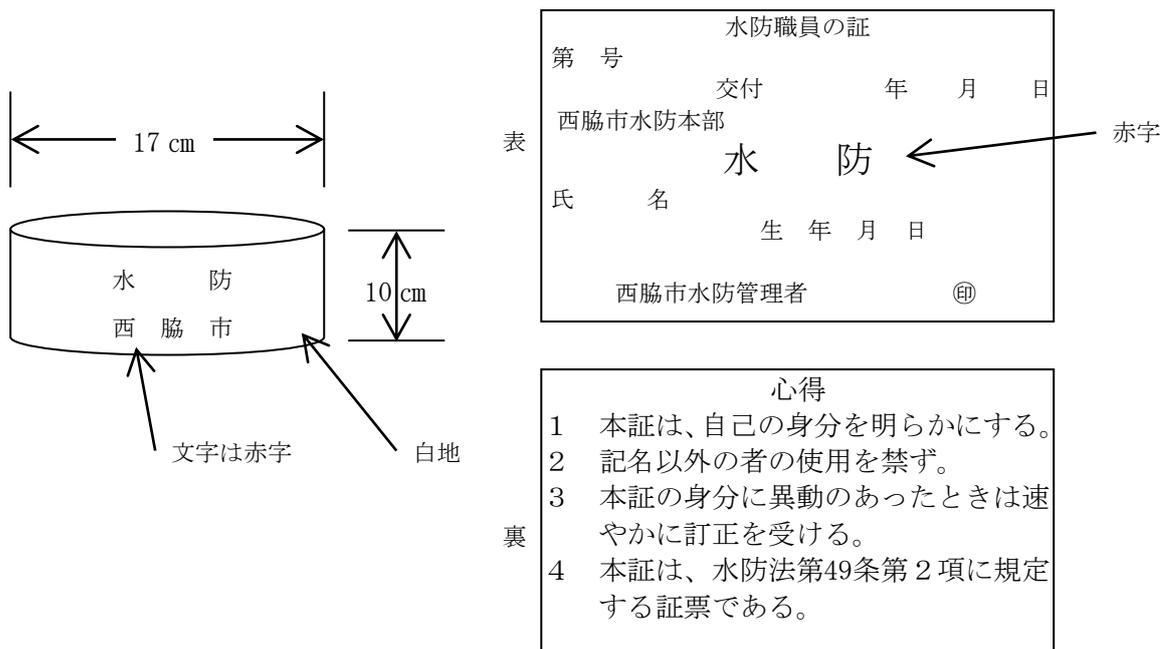


(注) 白地：水防の文字は赤色
西脇市の文字は青色

(注) 白布
水の文字は赤色

第2節 身分証明書（証票）

法第49条第2項の規定による西脇市職員の身分証明書（証票）は、次に定めるものによる。



第16章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

本部の水防に要する費用は、法第41条の規定により市が負担するものとし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、管理団体間の協議によって決める。

また、市の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担する。ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって決める。

第2節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、消防団長又は消防長は水防の現場において、次の事項において、次の権限を行使することができる。（法第28条）

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬具又は障害物の処分
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担命令権限証

法第28条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者（市長）、消防団長又は消防長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公用負担命令権限証	
西脇市消防団〇〇部	
部長 氏 名	
上記の者に〇〇区域における水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の規定する権限の行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
西脇市水防管理者（市長） 北はりま消防本部消防長 西脇市消防団長	氏 名 ⑩

公用負担命令書		第 号
目的物		
水防法（昭和24年法律第193号）第28条第1項の規定により使用（収用・処分）します。		
年 月 日		
様		
西脇市水防管理者（市長） 北はりま消防本部消防長 西脇市消防団長	氏 名	⑩

第17章 水防計画及び水防訓練

- (1) 市は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年これに検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- (2) 水防計画を変更したときは、水防協議会に諮るとともに、知事に協議しなければならない。
- (3) 承認を受けた水防計画は、公表しなければならない。
- (4) 指定水防管理団体（西脇市）は、水防訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。